

研修施設・準研修施設に関わる申し合わせ事項

平成 21 年 10 月 8 日制定	平成 23 年 8 月 30 日改定	平成 24 年 8 月 28 日改定	平成 25 年 2 月 10 日改定	平成 25 年 8 月 28 日改定
平成 21 年 10 月 8 日施行	平成 23 年 8 月 30 日施行	平成 24 年 8 月 28 日施行	平成 25 年 2 月 10 日施行	平成 25 年 8 月 28 日施行
平成 26 年 5 月 14 日改定	平成 26 年 8 月 27 日改定	平成 27 年 10 月 30 日改定	平成 28 年 5 月 1 日改定	平成 28 年 8 月 22 日改定
平成 26 年 5 月 14 日施行	平成 26 年 8 月 27 日施行	平成 27 年 10 月 30 日施行	平成 28 年 5 月 1 日施行	平成 28 年 8 月 22 日施行
平成 29 年 1 月 21 日改定	平成 29 年 5 月 7 日改定	平成 30 年 5 月 6 日改定	平成 30 年 8 月 19 日改定	平成 31 年 1 月 14 日改定
平成 29 年 1 月 21 日施行	平成 29 年 5 月 7 日施行	平成 30 年 5 月 6 日施行	平成 30 年 8 月 19 日施行	平成 31 年 1 月 14 日施行
令和元年 7 月 11 日改定	令和元年 8 月 18 日改定	令和元年 10 月 25 日改定	令和 2 年 10 月 9 日改定	令和 2 年 12 月 2 日改定
令和元年 7 月 11 日施行	令和元年 8 月 18 日施行	令和元年 10 月 25 日施行	令和 2 年 10 月 9 日施行	令和 2 年 12 月 2 日施行
令和 4 年 5 月 12 日改定	令和 4 年 8 月 18 日改定	令和 5 年 1 月 26 日改定	令和 5 年 8 月 18 日改定	令和 5 年 10 月 6 日改定
令和 4 年 5 月 12 日施行	令和 4 年 8 月 18 日施行	令和 5 年 1 月 26 日施行	令和 5 年 8 月 18 日施行	令和 5 年 10 月 6 日施行
令和 6 年 1 月 8 日改定	令和 7 年 5 月 11 日改定	令和 7 年 10 月 10 日改定	令和 8 年 1 月 12 日改定	令和 8 年 5 月 24 日改定
令和 6 年 1 月 8 日施行	令和 7 年 5 月 11 日施行	令和 7 年 10 月 10 日施行	令和 8 年 1 月 12 日施行	令和 8 年 5 月 24 日施行

研修施設・準研修施設について

研修施設・準研修施設申請書類一式

1. 研修施設・準研修施設申請書類について

1-1) 研修施設の指導者について

研修施設・準研修施設に関する第2条第1項に規定する研修施設の指導者は、歯科麻酔専門医とする。但し、公益社団法人日本麻酔科学会が認定している麻酔科認定病院においては、当該施設の代表麻酔科専門医が指導者となることができる。

1-2) 準研修施設の指導者について

研修施設準研修施設に関する第3条第1項に規定する準研修施設の指導者は、歯科麻酔専門医とする。

2. 研修施設の認定申請書について

2-1) 病院の場合は、「申請施設名」に施設名とあわせて診療科名も記載する。

但し、施設の認定は診療科単位ではなく施設単位とする。

2-2) 機関責任者は病院長もしくは当該施設の指導者とする。

3. 準研修施設の認定申請書について

3-1) 病院の場合は、「申請施設名」に施設名とあわせて診療科名も記載する。

但し、施設の認定は診療科単位ではなく施設単位とする。

3-2) 機関責任者は病院長もしくは当該施設の指導者とする。

4. 指導者履歴書について

4-1) 施設に関する会報等の紹介記事がある場合は、指導者履歴書に添えて提出する。

4-2) 記入欄が不足する場合は、必要部数をコピーして使用する。

5. 医療機関に関する報告書について

5-1) 症例数は直近1年間の実数を記載する。

5-2) 薬品名は、日本語で記入すること。英語表記ならびに英語での省略表記は認めない。

6. 研修施設・準研修施設 指導体制証明書

6-1) 症例数は直近1年間の実数を記載する。

6-2) 症例について管理方法が重複する場合は、主たる管理方法でカウントする。

***歯科麻酔指導医・歯科麻酔専門医等の交代時の注意事項**

定年等で、あらかじめ当該の施設を辞することが明らかな場合、事前に専門医審査委員会に報告するとともに、資格を継続するための後任者の申請を行う必要がある。なお、その際「各認定申請書」、「指導者履歴書」を届出し、再申請しなければならない。

***研修施設および準研修施設以外における症例についての注意事項**

認定された研修施設および準研修施設以外における症例については、然るべき指導者のもとで適切な指導を受けたことが証明される場合、認定医申請症例として認められることがある。その承認は認定医審査委員会で行う。但し、歯科麻酔専門医申請症例としては認められない。

***準研修施設の新規申請についての注意事項**

令和7年10月10日以降は、指導者が非常勤の施設からの準研修施設の新規申請は認めない。